

心と体の健康について
(医療的ケア児の対応について)

令和3年12月21日
北九州市教育委員会

医療的ケア児の 対応について

医療的ケア児とは

厚生労働省作成資料

医療的ケア児について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第16回（R2.10.5） 資料4

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人（推計）



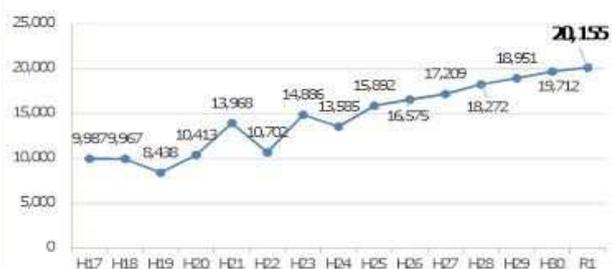
- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1：重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。〔岡田,2012推計値〕



・著作権者禁止

在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村類）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

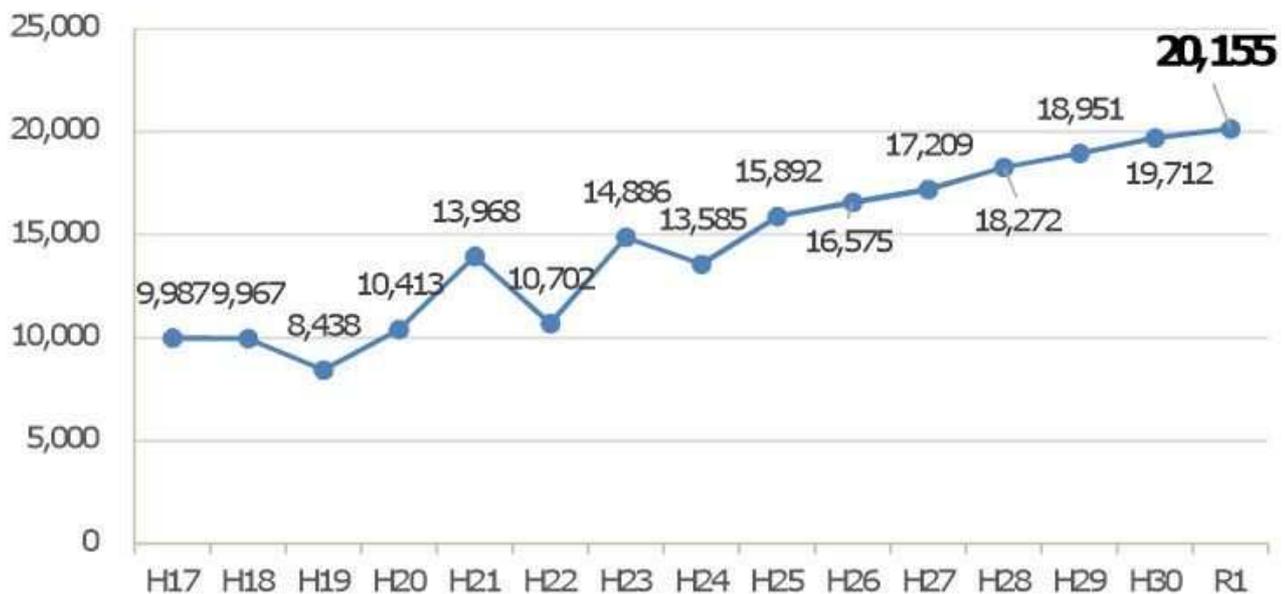
児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる**ように努めなければならない。」

医療的ケア児とは

在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)

北九州市立学校に在籍する医療的ケア児の状況

○ 特別支援学校

令和3年5月1日

学校名	在籍数 (人)	医療的ケア児数 (人)	学校配置 看護師数(人)
小倉総合特別支援学校	182	28 (8)	6
八幡西特別支援学校	77	23 (9)	5
総 数	259	51 (17)	11

() は訪問教育部

○ 小・中学校

学校種	学校数 (校)	医療的ケア 児在籍校数 (校)	派遣看護師 対応件数 (件)
小学校	129	7	2
中学校	62	1	0

北九州市立学校に在籍する医療的ケア児の状況

特別支援学校配置看護師

- 【配置】 教育委員会からの任用及び委託
- 【業務】
- 対象者への医療的ケアの実施
 - 対象者への介助
 - 教員に対する医療的ケアの研修及び指導・助言
 - 緊急時の医療的な初期対応業務
 - 実施マニュアル等の作成



経管栄養（胃ろう）



気管切開部からの吸引



人工呼吸器の管理

医療的ケア児とは

内容	説明
喀痰吸引 	筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行います。
経管栄養 	口から食事を摂る機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入します。
人工呼吸器 	自発呼吸が難しい場合に、口や鼻の穴からチューブを気管支まで入れて（もしくは気管カニューレに人工呼吸器を接続して）肺に空気や酸素を送り込む装置であり、呼吸のサポートをするものです。
酸素療法 	カニューレやマスクなどを用いて体内に適量の酸素を投与する治療法です。体内に十分な酸素を供給し、低酸素状態を改善させるものです。
導尿 	自力で排尿することが難しい場合に、尿道口からカテーテルを挿入して尿を排出することです。
人工肛門 （ストーマ） 	自力で排便することが難しい場合に、腹部に穴を増設して、肛門に代わって便の出口とします。
インスリン注射 	不足しているインスリンを補うものです。血糖値測定後、必要に応じて注射をします。

医療的ケア児支援法の施行

【厚生労働省作成資料】

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

医療的ケア児支援法の施行

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

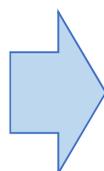
保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

北九州市立学校における課題と今後の方向性

【医療的ケア児支援法の趣旨】

- (1) 出生時から学校卒業後までの切れ目ない支援体制
- (2) 医療的ケア児と医療的ケア児でない子どもが共に学ぶための支援
- (3) 保護者、家族の負担軽減
- (4) 障害の重度化、医療の高度化への対応



【教育委員会としての施策の方向性】

- (1) 保健福祉局、子ども家庭局、医療機関等との連携
- (2) 医療的ケア児の実態や、本人、保護者の願いを尊重した就学先の検討と環境整備
- (3) 看護師の適切な配置
- (4) 指導医や専門医専門家の活用

医療的ケアに係る支援体制の更なる充実

「特別支援学校のセンター的機能」による医療的ケア児支援

特別支援学校配置看護師が、小・中学校を巡回訪問し、医療的ケアが必要な児童生徒のケアを行ったり、自己管理できている児童生徒の学校生活の様子を観察し、必要に応じて助言等を行ったりする。

保護者の付添い負担の軽減

【現在】○ 校外学習や宿泊を伴う学習など、年間1～5回程度の引率を依頼

【今後】○ 特別支援学校配置看護師による付添いの検討



医療的ケアに係る支援体制の更なる充実

特別支援学校配置看護師の支援体制の強化

WEB連携システムの導入



オンライン診察

留意事項などを看護師に助言
病状の変化等に細やかに対応した
医師の指示



疾病理解や実技向上等の 研修の実施



試 行

WEB連携システム

学校 ↔ 総合療育センター（西部分所）

胃ろう部からの
経管栄養の様子



学校配置看護師

医師

k021061

ここにを入力して検索

10°C

15:54
2021/12/03